

4 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① （特例認定除く）	イ 【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P8) 又は ロ 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P9)	適・否
	ハ 【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P10)	
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P11)	適・否
③	運営組織及び経理が適切である(P13)	適・否
④	事業活動の内容が適正である(P14)	適・否
⑤	情報公開を適切に行っている(P15)	適・否
⑥	所轄庁に対して期限内に事業報告書などを提出している(P16)	適・否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P17)	適・否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している(P18)	適・否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない(P19)	適・否

ご注意ください！

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄庁にお問い合わせください。